

広島県告示第二百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域						
広島県広島市安佐北区可部町大字上町屋、同区可部町大字桐原、同区可部町大字南原、同区可部町大字下町屋、同区大林町及び同区三入南一丁目地内	土砂災害警戒区域 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項					
				南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	次	
				南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	次	
				南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	次	
				南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	次	
				南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	次	
	土砂災害警戒区域 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項				
					南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	次
					南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	次
					南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	次
					南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	次
					南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	南原川支川（一一〇二）	次
	土砂災害警戒区域 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項				
					南原川支川（一一〇四）	南原川支川（一一〇四）	南原川支川（一一〇四）	次
土砂災害警戒区域 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項					
				南原川支川（一一〇四）	南原川支川（一一〇四）	南原川支川（一一〇四）	次	

桐原川支川 二二(一一 四九隣b)	桐原川支川 二二(一一 四九隣a)	桐原川支川 二二(一一 四九)	桐原川支川 一九(一一 四七)	桐原川支川 二二(一一 四九)	桐原川支川 一八(一一 四六)	桐原川支川 一七(一一 四五)	桐原川支川 一五(一一 四三)	桐原川支川 一〇(一一 四二)	桐原川支川 九	桐原川支川 二(一一三 九)	根谷川支川 八一(一一 二八)	根谷川支川 (一一一〇 )	山倉川支川 (一一〇八 )	根谷川支川 (一一〇七 )	根谷川支川 b) (一一〇六 )	根谷川支川 a) (一一〇六 )	南原川支川 (一一〇五 )
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
桐原川支川 二二(一一 四九隣b)	桐原川支川 二二(一一 四九隣a)	桐原川支川 二二(一一 四九)	桐原川支川 一九(一一 四七)	桐原川支川 二二(一一 四九)	桐原川支川 一八(一一 四六)	桐原川支川 一七(一一 四五)				桐原川支川 二(一一三 九)	根谷川支川 八一(一一 二八)	根谷川支川 (一一一〇 )				根谷川支川 a) (一一〇六 )	南原川支川 (一一〇五 )
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流				土石流	土石流	土石流				土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				次の図のとおり	次の図のとおり







根谷川支川 八〇(一一 二七隣)	土石流	次の図のとおり	根谷川支川 八〇(一一 二七隣)	土石流	次の図のとおり
穴郷川(六 二三六 a)	土石流	次の図のとおり	穴郷川(六 二三六 a)	土石流	次の図のとおり
穴郷川(六 二三六隣)	土石流	次の図のとおり	穴郷川(六 二三六隣)	土石流	次の図のとおり
穴郷川(六 二四 a)	土石流	次の図のとおり	穴郷川(六 二四 a)	土石流	次の図のとおり
穴郷川(六 二四隣 b)	土石流	次の図のとおり	穴郷川(六 二四隣 b)	土石流	次の図のとおり
穴郷川(六 二四隣 c)	土石流	次の図のとおり	穴郷川(六 二四隣 c)	土石流	次の図のとおり
中応寺神立 川(六二五 a)	土石流	次の図のとおり	中応寺神立 川(六二五 a)	土石流	次の図のとおり
中応寺神立 川(六二五 隣 b)	土石流	次の図のとおり	中応寺神立 川(六二五 隣 b)	土石流	次の図のとおり
根谷川支川 八八(一一 三八)	土石流	次の図のとおり	根谷川支川 八八(一一 三八)	土石流	次の図のとおり
中応寺神立 川(六二三 七)	土石流	次の図のとおり	中応寺神立 川(六二三 七)	土石流	次の図のとおり
桐原川支川 二一(六三 〇隣)	土石流	次の図のとおり	桐原川支川 二一(六三 〇隣)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。